4. ひとり暮らし高齢者施策の概要

生きがいづくり事業の推進

【ひとり暮らし高齢者いこいの一日事業の開催】

友愛訪問員の訪問世帯等で、日ごろ外出機会が少ないひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に、孤独感の解消や、外出機会の提供等を目的として、日帰りのバスハイクを隔年で実施する。

○対象者:友愛訪問世帯(65歳以上ひとり暮らし高齢者及び70歳以上の高齢者のみ世帯)

○H27 予算:130 千円(入園料、有料道路通行料 等)

○H27 実績:日にち 平成27年11月12日(木)

行 先 富岡製糸場、こんにゃくパーク 等

参加者 41 名(内訳 高齢者9名、友愛訪問員30人、随行職員2名)

【「ほほえみ食事会」の開催】

日ごろ外出機会の少ないひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に、外出する機会の提供や他の方との食事を摂りながらのふれあいを目的として、ボランティアの協力により、食事会を開催する。

○対 象 者:市内在住の65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯

○事業内容:社会福祉協議会に登録しているボランティアグループ「食事サービス千種」に食事作り等を委託し、参加者全員で昼食をとり、その後ボランティアによるアトラクション等をあわせて交流を深める。現在年1回開催、募集定員50人。参加費用500円。

○H27 予算:ほほえみ食事会事業委託料 26 千円

○H27 実績:日 時 平成27年6月17日(水)正午~午後1時15分

場 所 羽村市福祉センター1階 大会議室

参加者 45名(高齢者37名、友愛訪問員1名、市議会議員1名、社協1名、職員5名)

(他 食事サービス千種18名、演芸ボランティア4名、テレビはむら2名)

社会貢献活動への参加促進

【老人クラブ友愛活動への支援】

老人クラブが主体的に行っている、地域のひとり暮らしや寝たきり高齢者を対象とした、話し相 手や日常生活の見守り等の友愛活動が活性化するよう支援する。

○H26 実績: 実施クラブ数 31 クラブ、年間訪問延回数 3,415 回

H26 東京都友愛実践活動助成事業申請実績

10 クラブ、年間訪問延回数 2,933 回

都助成金 1,000 円 (月) ×12 月×10 クラブ=120,000 円

○H27 老人クラブ活動対する市予算額:

老人クラブ助成金 (31 クラブ) 12,476 千円

老人クラブ連合会助成金 1,500 千円

老人クラブ地域活動支援助成金 1,600 千円

高齢者の見守り活動

【緊急通報システム事業】

65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で、身体上慢性疾患がある等常時注意を要する状態の方の生活を守るため、緊急通報システムを設置する。

○対 象 者:①市内在住の 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等であって、身体上慢性疾患があるなど日常生活を営む上で、常時注意を要する状態にある者

②その他市長が特に必要と認める者

○事業内容:①緊急通報システムの貸与、保守、更新

②緊急通報協力員の設置 (1人につき2~3人の協力員を登録する必要がある)

○費用負担:1割。非課税世帯、生保受給者は免除。

○H26 実績:設置世帯数 40世帯

協力員 50人(活動費対象者のみ)

○H27 予算:緊急通報システム協力員活動費 732 千円

緊急通報システム設置料等 1,118 千円

緊急通報システム協力員傷害保険料 46 千円

【友愛訪問員活動の充実】

65 歳以上のひとり暮らし高齢者や、70 歳以上の高齢者のみの世帯に定期的に訪問し、安否確認や話し相手になることにより、孤独感の解消と事故の未然防止を図る。

○対象者:65歳以上のひとり暮らし又は70歳以上の高齢者世帯(市内親族なし)

○事業内容:対象者の状況に応じて月1~4回訪問又は電話する。

○定 数:41人(H26年度2人増員)

○任 期: 2年 (H26. 4.1~H28. 3.31)

○活 動:訪問活動のほか、定例会(月1回)。敬老のつどい等事業への協力。

○H26 実績

人数	訪問対象世帯数	訪問回数	
39 人	136 世帯	自宅訪問 2,931 回	電話 370 回

〇H27 予算: 友愛訪問員の活動に要する経費 2,546 千円

・友愛訪問員活動費 5,000 円×41 人×12 月=2,460,000 円

•被服購入費 14,000 円

他

【高齢者福祉電話事業】

所得が基準以下の 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等に、電話の貸与及び維持費の助成を行い、 各種相談や緊急連絡等の利便を図り、安否確認、孤独感の解消等、福祉の向上に努める。

- ○事業内容: ①65 歳以上のひとり暮らし世帯又は65 歳以上のみの世帯で、電話を所有していない 世帯への電話の貸与及び維持費の助成。
 - ②70歳以上のひとり暮らし世帯又は70歳以上のみの世帯で、電話を所有している世帯への維持費の助成(1台に限る)。
- ○対象世帯:以下の要件に該当し、定期的な安否の確認が必要と認められる世帯。
 - ①上記事業内容の①又は②に該当すること。
 - ②市内に親族が居住していないこと。
 - ③生計中心者の前年の所得税額が年額42,000円以下の世帯。
- ○助 成 額:①基本使用料 ②度数料:月60通話に相当する金額(600円)
- ○H26 実績

区 分	実 台 数	延 台 数	維持費助成額
個人所有分	44 台	502 台	1, 120, 007 円
市貸与分	10 台	138 台	314, 025 円
計	54 台	640 台	1, 434, 032 円

〇H27 予算:福祉電話架設料 11 千円、高齢者福祉電話維持費助成金 1,638 千円

【配食サービス事業】

在宅でひとり暮らしの高齢者等に食事を配食することにより、高齢者の安否確認、健康保持及び自立支援を行い、高齢者の在宅福祉の向上を図る。

○対象者:市内に住所を有する虚弱高齢者で、満60歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者の みで構成されている世帯。ただし、市長が特に必要と認めた場合は対象とする。

○事業内容:夕食の配食とし、週6回、月曜日~土曜日に実施する。(祝日、年末年始を除く) 利用者は配食の希望曜日を選択できる。

○費用負担:1食につき600円

○H26 実績:配食数 8,155 食、配食日数 295 日、1日平均配食数 27.6 食

○H27 予算: 高齢者配食サービス委託料 6,765 千円 (8,760 食分)

○そ の 他:事業はいこいの里の通所介護事業受託事業者に委託して実施する。

【ボランティアによる配食サービス事業】(担当:社会福祉課、実施主体:社会福祉協議会)

社会福祉協議会が実施している 70 歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者等を対象とした週1回の ふれあい食事サービスを支援し(補助金の支出)、ボランティアとの交流や見守り活動の充実を図 る。配食事業は、ボランティアグループ「食事サービス千種」の協力により実施。

○対 象 者:市内在住で満70歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯

○事業内容:毎週木曜日(午後3時30分~午後5時頃までに配食を行う。)

○費用負担:1 食 400 円

○H26 配食実績:登録者 45 人、延配食回数 51 回、延配食数 1,496 食

○H27 予算: 社会福祉協議会補助金 718 千円

【老人クラブ友愛活動への支援】(再掲)

経済的負担の軽減

【家具転倒防止器具給付事業】

高齢者等及び障害者(児)のいる世帯の所有する家具に、家具転倒防止器具(転倒防止板、転倒

防止支柱等)を給付し、取り付けることにより、これらの者の生命及び財産を地震災害から守り、 福祉の向上を図る。

- ○対象者:市内に住所を有し、居住する次のいずれかに該当する世帯。
 - ①70 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯及び70 歳以上の者により構成されている高齢者世帯
 - ②要介護3以上の者を在宅で介護している世帯
 - ③身体障害者手帳の交付を受けており、その障害の程度が2級以上の者のいる世帯
 - ④愛の手帳の交付を受けており、その障害の程度が2度以上の者のいる世帯
- ○事業内容:1家具の転倒防止のために必要な個数を一組とし、1対象世帯に対し、3組以内を給付する。対象世帯で取付が困難な場合は、市長が指定した業者が取り付ける。
- ○費用負担:1割。生保受給者は免除。
- ○H26 実績:給付世帯数 1世帯(単身世帯)
- ○H27 予算:家具転倒防止器具取付料16千円、家具転倒防止器具給付費35千円。

【高齢者福祉電話事業】(再掲)

防災対策の推進

【家具転倒防止器具給付事業】(再揭)

【火災安全システム事業】

65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で、心身機能の低下や居住環境等から、 防火等の配慮が必要な方を対象として、火災自動通報機器等を設置し、高齢者の生活の安全を確保 する。

- ○対象者:市内在住の概ね65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯で、身体上慢性疾患があるなど、日常生活を営むうえで、常時注意を要する状態にあり、防火等の配慮が必要な者。
- ○事業内容:①住宅用防災機器の給付

自動消火装置(限度額 30,900 円)、ガス安全システム(限度額 42,200 円)

②火災警報器及び専用通報機の貸与

- ○費用負担:1割。非課税世帯、生保受給者は免除。
- 〇H26 実績:設置世帯数 3世帯(2世帯は緊急通報システム設置世帯)
- 〇H27 予算:火災安全システム設置費助成金 136 千円(機器設置1件、保守点検2件)

高齢者の居住支援

【シルバーピア事業の提供】

羽村市のシルバーピア(東京都シルバーピア事業運営要綱に基づき設置する管理人付の高齢者向け集合住宅)を円滑に運営するために管理人として生活協力員を配置する。

○シルバーピアの入居対象者

- :自立した日常生活ができるおおむね65歳以上のひとり暮らしまたは、65歳以上(配偶者はおおむね60歳以上)の世帯
- ○事業内容:都営神明台三丁目アパート内のシルバーピア(15戸)に生活協力員1名を配置する。
 - ・生活協力員の業務
 - ①入居者の安否の確認
 - ②入居者に対する夜間を含む緊急時の対応
 - ③入居者の疾病時の一時的な対応
 - ④入居者の生活上の簡易な相談及び助言
 - ⑤関係諸機関との連絡及び調整
 - ⑥入居者相互のコミュニケーションの促進
 - ⑦生活相談、だんらん室の管理及び清掃並びに管理
 - ・業務時間 原則 24 時間体制。(休日は土日曜日、祝日、年末年始)
 - ・居住室 生活協力員の居住室は、シルバーピア内に確保する。
 - ・生活協力員の費用負担 居住室の家賃、共益費、光熱水費
- 〇H27 予算:シルバーピア事業に要する経費 1,926 千円(生活協力員業務委託料、生活協力員住 戸家賃助成金、緊急通報システム機械警備委託料 等)